

第 6365 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月24日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 仮払交際費

Q : 建設業を営む会社ですが、決算を赤字にしたいので、交際費の一部を仮払いとして処理をしようと思います。どのように取り扱われますか？

A : 交際費は、接待等の行為があったときに支出があったとされますので、仮払であってもその事業年度の交際費として取り扱われます。

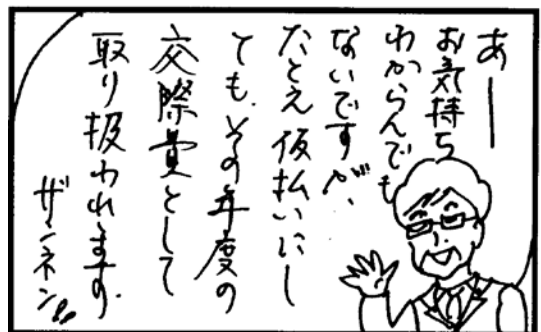
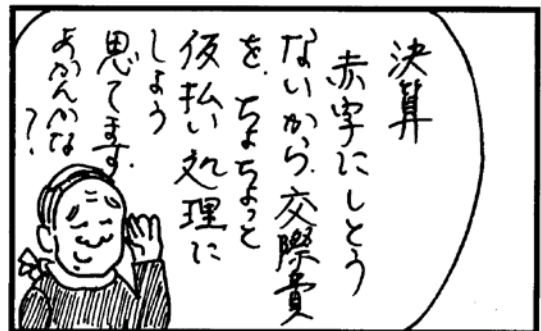
【解説】

交際費は、中小企業の所定額を除き、原則として損金不算入とされています。

これは、法人の冗費や濫費の支出を抑制して、内部資本の充実を図るようという目的で創設されたいわゆる交際費課税と呼ばれているものですが、交際費の支出については、次のように規定しています。

すなわち、「法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度の所得の計算上損金の額に算入しない」としたうえで、「交際費等の支出の事実があったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為があったときをいう」とされています。

したがって、法人が仮払又は未払等の経理をしているとしていないとを問わず、実際にこれらの行為があった事業年度において交際費課税が行なわれることとなりますので、お尋ねのように仮払をしても交際費課税はその事業年度で行なわれることとなります。



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】